（証券コード 3691）
平成30年12月６日

株　主　各　位

東京都港区六本木一丁目６番１号
**株式会社リアルワールド**
代表取締役
社　　長　**菊　池　誠　晃**

# 第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年12月20日（木曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　**平成30年12月21日（金曜日）午後３時00分（開催時刻が昨年と異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。）**
2. **場　　所**　東京都渋谷区渋谷４丁目４番25号 アイビーホール地下２階（サフラン）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. **目的事項**
**報告事項**
1. 第14期（平成29年10月１日から平成30年９月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（平成29年10月１日から平成30年９月30日まで）計算書類報告の件

**決議事項**
**第１号議案**　定款一部変更の件
**第２号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
**第３号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件
**第４号議案**　子会社株式譲渡契約承認の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎当社定款第15条の定めにより、当社の議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://realworld.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

# 事　業　報　告

（平成29年10月１日から
平成30年９月30日まで）

## 1.　企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要のこれまでの増加トレンドから天災による影響もあって減少していますが、2020年の東京オリンピックに向けて持ち直してくることが期待されます。一方で、アベノミクス開始以降の失業率の低下から、様々な産業において人手不足が成長に影響を及ぼしてきております。

そのような中、当社グループを取り巻く広告市場においては、インターネット広告の成長は顕著であり、通信業界が推進する次世代通信規格「５Ｇ」の導入により、更なる成長が見込まれるところ、当社グループが推進している個々のライフスタイルに合わせた可処分時間を可処分所得に変える「稼ぎ方革命」も日本政府が進める「働き方革命」による変革から新たなるビジネスチャンスが期待されます。

今期は、3月にリアルワールドで推進してきたポイントサイト「げん玉」運営を始めとするメディア事業を株式会社リアルＸに新設分割により承継させたほか、前述の次世代通信規格「５Ｇ」の導入により、動画需要が更に高まることが想定されることから、８月に株式会社カチコを設立して動画制作事業、デジタルサイネージ事業、動画メディア事業を推進してまいりました。また、前期に買収したノーザンライツ株式会社に既存事業を融合させて事業効率を向上させる一方で、広告掲載単価の減少により収益性が悪化したメディア事業を運営していた株式会社LifeTechを売却するなど事業の整理を進めてまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は4,321,055千円（前年同期比0.3%減）、営業損失は272,408千円（前年同期は営業損失103,453千円）、経常損失は273,520千円（前年同期は経常損失79,596千円）、建物附属設備等に関して減損損失95,565千円計上し、親会社株主に帰属する当期純損失は300,051千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失171,034千円）となりました。

セグメント別の業績は次の通りです。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当連結会計年度の比較・分析も、変更後の区分に基づいております。

＜クラウドソーシング事業＞

様々なライフスタイルに合わせた働き方サービス「ワークエコシステム」の拡充を推進しております。従来からのＣＲＯＷＤワーカーによる労働力提供をＢＰＯ事業子会社における労働力へ転嫁できるよう取り組み、ＣＲＯＷＤワーカーの活躍機会の創造に注力してまいりました。

以上の結果、クラウドソーシング事業の売上高は2,060,611千円（前年同期比3.1％減）、セグメント利益は437,427千円（前年同期比4.7％増）となりました。

＜クラウドメディア事業＞

第２四半期に業務提携した株式会社ＥＰＡＲＫの提供サービスへの送客など、ポイント会員のポイント獲得機会・獲得額の増加にむけて取り扱いメディア数やポイント付与割合の増加を図ってまいりました。

以上の結果、クラウドメディア事業の売上高は2,215,153千円（前年同期比0.8％増）、セグメント利益は69,876千円（前年同期比76.9％減）となりました。

＜フィンテック事業＞

クラウドメディア等で獲得したポイントを現金もしくは現金以上に利便性の高い物とすべく、交換先の拡大を図ってまいりました。

以上の結果、フィンテック事業の売上高は45,290千円（前年同期比306.6％増）、セグメント利益は36,863千円（前年同期セグメント損失は9,498千円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は50,802千円であり、その主なものは、クラウドソーシング事業に係るソフトウエアのシステム投資であります。

③ 資金調達の状況

第三者割当増資による新株式の発行により898,676千円の資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、平成30年1月25日開催の取締役会の決議に基づき、平成30年３月１日付けで、当社の営むクラウドメディア事業及びクラウドソーシング事業を株式会社リアルＸに承継する新設分割（簡易新設分割）を実施しております。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

平成30年８月31日付けで、株式会社LifeTechの株式を譲渡したことに伴い、同社を当社の子会社から除外しております。

### (2) 対処すべき課題

当社グループは以下の事項を対処すべき課題として取り組んでまいります。

①クラウドメディアの継続的成長

当社グループが事業を展開するクラウドメディアにおいては、スマートフォンの普及や通信インフラ基盤の拡大、高速化等によってスマートフォンからの利用が拡大しております。このような拡大を続けるスマートフォン市場において、優位性の確保が継続的な成長に不可欠であると考えております。

そのため、クラウドメディアにおいて、スマートフォン分野に注力していき、スマートフォン分野において、会員がポイントを獲得しやすい仕組みを構築することにより、クラウドメディアの継続的な成長を図ってまいります。

②クラウドソーシングの認知度向上

クラウドソーシングの成長には、社会におけるサービスの認知度向上を図り、クラウドソーシング市場全体の拡大を進めなければならないと考えております。

当社グループは、クラウドソーシングに注力し、サービスとしての認知度を上げるとともに、クラウドソーシングの市場拡大を図ってまいります。

③AI（人工知能）分野への参入

AI分野の市場規模は現在約4兆円と言われており、2030年には約87兆円になると予想されています。（出所：EY総合研究所「人工知能が経営にもたらす『創造』と『破壊』」）

このように急激に市場規模が拡大をする中、当社グループはクラウドソーシングを活用し、AIエンジンに学習させるための学習データの収集を行っております。

音声をはじめ、文字や画像など、多岐に渡る学習データを収集し、クラウドソーシングサービスにおいて、提供するマイクロタスクの充実を図ってまいります。

④サイト運営の健全性等について

当社グループの事業においては、会員が安心して利用できるサービス環境を提供することが、信頼性の向上、ひいては事業の発展に寄与するものと認識しております。

当社グループは個人情報保護等に関するサイトの安全性の強化に加え、広告掲載基準の整備・利用規約の徹底・システム監視体制の強化など、健全性維持の仕組構築へ継続的に取り組んでまいります。

⑤システムの安定性の確保

当社グループの主要事業は、インターネット上で事業展開を行っているため、安定稼働させることで会員に安心して利用していただくことが、事業運営上必須であると考えております。

安定した事業運営を行うにあたり、新規事業や会員の増加等に伴うアクセス数の増加を考慮した、サーバー設備の増強、負荷分散システムの導入等が重要となるため、今後も設備投資等を継続的に行い、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

⑥優秀な人材の採用

今後の更なる成長にとって、優秀な人材を適時に採用することが、重要な課題と認識しております。優秀な人材を採用していくために、企業として採用競争力の強化及び従業員が高いモチベーションをもって働ける環境や人事制度の整備・運用を進めてまいります。

⑦海外展開への対応

海外におけるクラウドソーシング市場及びインターネット市場の拡大を見据えた上で、中長期的な収益化を目指し市場調査を進めてまいります。

⑧ブランド知名度の向上

当社グループは、新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア向け広告を実施しておらず、当社が持つ友達紹介システムの活用により会員の獲得を図ってまいりました。

しかしながら、既存事業の更なる拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、ブランドのより一層の確立が重要であると認識しております。今後は、費用対効果を慎重に検討の上、広告宣伝活動及びプロモーション活動の強化を図ってまいります。

⑨新規事業の対応

環境の変化が激しいインターネット市場において、既存の事業を成長させつつ、新規事業によって事業ポートフォリオの多角化を図り、持続的な成長を遂げなければならないと考えております。

具体的には会員のレベル向上と獲得ポイント単価の向上につながる各種スキルアップの場を提供する必要があると考えています。これらを通じて、会員はスキルに応じた作業を実施できるようになり、依頼企業に対しては会員の量だけではなく質の可視化を進めていくことを検討しております。

### (3) 財産および損益の状況の推移

| 区　　分 | 平成27年９月期<br>第11期 | 平成28年９月期<br>第12期 | 平成29年９月期<br>第13期 | 平成30年９月期<br>第14期<br>(当連結会計年度) |
|---|---|---|---|---|
| 売　上　高（千円） | 3,621,546 | 4,601,455 | 4,335,956 | 4,321,055 |
| 経常利益又は経常損失(△)（千円） | 63,112 | 216,997 | △79,596 | △273,520 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)（千円） | 1,302 | △89,516 | △171,034 | △300,051 |
| １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円） | 0.48 | △32.80 | △62.47 | △95.47 |
| 総　資　産（千円） | 3,287,093 | 3,655,117 | 3,487,767 | 3,807,407 |
| 純　資　産（千円） | 1,217,670 | 1,028,091 | 933,430 | 1,542,769 |
| １株当たり純資産額（円） | 418.34 | 337.54 | 276.01 | 394.54 |

（注）1. 第12期において、過年度の決算に関し会計上の誤謬が判明したため、第11期の金額については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。
2. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の見直しが反映された後の金額によっております。

### (4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会　社　名 | 資　本　金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社マークアイ | 110,000 千円 | 76.1 % | クラウドソーシング事業 |
| 株式会社リアルキャリア | 60,000 千円 | 100.0 % | クラウドソーシング事業 |
| 株式会社REAL FINTECH | 10,000 千円 | 100.0 % | フィンテック事業 |
| ノーザンライツ株式会社 | 11,500 千円 | 66.7 % | クラウドソーシング事業 |
| 株式会社リアルＸ | 50,000 千円 | 100.0 % | クラウドメディア事業 |
| 株式会社カチコ | 50,000 千円 | 100.0 % | クラウドソーシング事業 |

（注）1. 株式会社LifeTechは、平成30年８月31日付けの株式譲渡に伴い、重要な子会社から除外しております。
2. REALWORLD ASIA PTE. LTD.は、清算が結了したため重要な子会社から除外しております。
3. 株式会社リアルＸ及び株式会社カチコは、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

### (5) 主要な事業内容（平成30年９月30日現在）

| 事　　業 | 主　要　サ　ー　ビ　ス |
|---|---|
| クラウドソーシング事業 | 「CROWD」、知的財産権に関する総合コンサルティング等 |
| クラウドメディア事業 | 「Gendama」 |
| フィンテック事業 | 「PointExchange」、フィンテック等 |

### (6) 主要な営業所（平成30年９月30日現在）

| 名　称 | 所　在　地 |
|---|---|
| 当社 | 東京都港区 |
| 株式会社マークアイ | 東京都港区 |
| 株式会社リアルキャリア | 東京都港区 |
| 株式会社REAL FINTECH | 東京都港区 |
| ノーザンライツ株式会社 | 東京都港区、青森県八戸市 |
| 株式会社リアルＸ | 東京都港区 |
| 株式会社カチコ | 東京都港区 |

### (7) 従業員の状況（平成30年９月30日現在）

①企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 159名 | ５名減 |

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は含まれておりません。

②当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前事業年度比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 18名 | 14名減 | 28.7歳 | ３年１か月 |

（注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は含まれておりません。
2. 当社から子会社への出向者は含まれておりません。
3. 前事業年度末に比べ従業員数が14名減少しておりますが、子会社への出向によるものであります。

(8) 主要な借入先（平成30年９月30日現在）

| 借入先 | 借入残高 |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 260,000 千円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 200,000 千円 |
| 株式会社武蔵野銀行 | 146,560 千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 91,700 千円 |
| 株式会社りそな銀行 | 100,000 千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　9,700,000株

(2) 発行済株式の総数　3,430,535株（自己株式65株を除く）

(3) 株主数　2,518名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 菊池誠晃 | 1,356,500 株 | 39.54 % |
| ＰＣ投資事業有限責任組合 | 685,600 株 | 19.98 % |
| 福井優 | 37,500 株 | 1.09 % |
| 蜂谷好昭 | 33,600 株 | 0.97 % |
| 伊藤勝之 | 32,000 株 | 0.93 % |
| 楽天証券株式会社 | 30,000 株 | 0.87 % |
| 株式会社ＳＢＩ証券 | 28,000 株 | 0.81 % |
| マネックス証券株式会社 | 22,807 株 | 0.66 % |
| 鈴木智博 | 21,000 株 | 0.61 % |
| BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED | 18,700 株 | 0.54 % |

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他会社の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等

該当事項はありません。

### (3) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（平成30年９月30日現在）

| 地　　位 | 氏　　名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 菊池誠晃 | |
| 取締役会長 | 有賀貞一 | AITコンサルティング株式会社　代表取締役<br>株式会社アイリッジ 社外取締役(監査等委員) |
| 取締役 | 石塚明 | 最高財務責任者<br>グループ本部長 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 半谷智之 | 株式会社GameWith　社外監査役 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 能勢元 | 東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社<br>代表取締役<br>リーマン・ブラザーズ証券株式会社　社外監査役<br>IS証券株式会社　社外監査役 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 杉山直也 | 株式会社ケイジャーズ　代表取締役<br>SATORI株式会社　社外監査役 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 大塚和成 | OMM法律事務所　弁護士 |

（注）１．取締役（監査等委員）半谷智之氏、能勢元氏、大塚和成氏及び杉山直也氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

２．監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定は必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

３．取締役 穐田誉輝氏及び神野彰史氏は、平成29年12月21日開催の第13回定時株主総会終結のときをもって任期満了により退任しております。

４．取締役（監査等委員）能勢元氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

### (2) 取締役の報酬等の総額

| 取締役（監査等委員を除く）（うち社外取締役） | | 取締役（監査等委員）（うち社外取締役） | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 人数 | 金額 | 人数 | 金額 | 人数 | 金額 |
| ５名<br>（　２名） | 32,400千円<br>(600千円) | ４名<br>（　４名） | 15,300千円<br>(15,300千円) | ９名<br>（　６名） | 47,700千円<br>(15,900千円) |

（注）１．取締役（監査等委員を除く）に対する報酬限度額は、平成28年12月22日開催の第12回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）と決議頂いております。
２．取締役（監査等委員）に対する報酬限度額は、平成28年12月22日開催の第12回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議頂いております。

### (3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

| 区　分 | 氏　名 | 兼　職　先 | 兼職内容 | 当該他の法人等との関係 |
|---|---|---|---|---|
| 社外取締役（監査等委員） | 半谷智之 | 株式会社GameWith | 社外監査役 | 当社と株式会社GameWithとの間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| 社外取締役（監査等委員） | 能勢元 | 東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社 | 代表取締役 | 当社と東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| | | リーマン・ブラザーズ証券株式会社 | 社外監査役 | 当社とリーマン・ブラザーズ証券株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| | | IS証券株式会社 | 社外監査役 | 当社とIS証券株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| 社外取締役（監査等委員） | 杉山直也 | 株式会社ケイジャーズ | 代表取締役 | 当社と株式会社ケイジャースとの間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| | | SATORI株式会社 | 社外監査役 | 当社とSATORI株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| 社外取締役（監査等委員） | 大塚和成 | ＯＭＭ法律事務所 | 弁護士 | 当社とＯＭＭ法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。 |

②当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 社外取締役（監査等委員） | 半谷智之 | 当事業年度開催の取締役会17回すべてに、また、監査等委員会12回すべてに出席し、投資実務を中心としたこれまでの経験と幅広い見識から発言を行っております。 |
| 社外取締役（監査等委員） | 能勢元 | 当事業年度開催の取締役会17回すべてに、また、監査等委員会12回すべてに出席し、会計に関する専門知識、及び経営に関する幅広い見識から発言を行っております。 |
| 社外取締役（監査等委員） | 大塚和成 | 当事業年度開催の取締役会17回すべてに、また、監査等委員会12回すべてに出席し、法律に関する専門知識、及び経営に関する幅広い見識から発言を行っております。 |
| 社外取締役（監査等委員） | 杉山直也 | 就任後の取締役会13回のすべてに、また、監査等委員会10回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験、及び幅広い見識から発言を行っております。 |

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

ＰｗＣ京都監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|---|---|
| ①報酬等の額 | 36,000千円 |
| ②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 48,727千円 |

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等を総合的に勘案し必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難である場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会が会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、将来の事業展開などを総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役員及び従業員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。また、剰余金の配当を行う場合、期末配当を基本方針としております。

## 7. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

内部統制システムの基本方針に関する決議の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。

② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

③ 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。

④ 監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。

⑤ 内部通報マニュアルを定め、法令上疑義のある行為等について社内外からの情報の確保に努める。

⑥ 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、人事委員会による処罰の対象とする。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。

② 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。

### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。

② 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。

### (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。

② 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程を制定する。

### (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。

② 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
③ 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。

**(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制**

① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、原則として、当社の取締役または使用人に子会社の取締役または監査役を兼務させ、当該兼務者を通じて子会社の職務の執行状況を当社に定期的に報告させるとともに関係会社管理規程に基づき、その職務の執行状況をモニタリングする。
② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社グループ全体のリスク管理規程を策定しグループ全体のリスクマネジメントを実施する。
③ 子会社の取締役の職務の執行及び業務が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の機関設計及び業務執行の体制について、子会社の事業、規模及び当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督するとともに、子会社の意思決定について、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(i) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務権限に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。
(ii) 当社の内部監査室が各部門及びグループ各社における内部監査を実施し、業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性の把握、評価等を行う。

**(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項**

① 必要に応じて内部監査室の職員が監査等委員及び監査等委員会の補佐をする。

**(8) 前項の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性に関する事項**

① 監査等委員会の業務を補助すべき使用人（以下「補助者」という。）の人事異動、人事評価及び懲戒処分については取締役会の協議事項とする。
② 補助者が監査等委員会から監査業務に関する指揮命令を受けたときは、これに関して監査等委員以外の取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとする。

**(9) 当社の監査等委員以外の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者(以下、本項において「当社及び子会社の取締役等」という。)が当社の監査等委員会に報告するための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

① 当社及び子会社の取締役等は、法定の事項に加え、当社または子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。

② 当社及び子会社の取締役等は、当社の監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。

③ 当社の監査等委員会は、当社及び子会社の取締役等から得た情報について、第三者に対して報告する義務を負わず、また、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、監査等委員以外の取締役にその理由の開示を求めることができる。

**(10) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項**

① 監査等委員の職務を執行する上で、必要な費用は、請求により会社が速やかに支払うものとする。

**(11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

① 監査等委員会が毎年策定する監査計画に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。

② 各部門及びグループ各社は、監査等委員の往査に協力する。

③ 監査等委員は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。

④ 監査等委員は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。

⑤ 監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。

⑥ 監査等委員は、定期的に会計監査人及び内部監査室と意見交換を行い、連携の強化を図る。

上記の内部統制システムの基本方針について、監査等委員会及び内部監査室における業務監査、並びに財務報告に係る内部統制評価を通じて、内部統制システムの有効性を随時モニタリングしております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

（平成30年９月30日現在）　　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **2,538,301** | **流動負債** | **1,843,251** |
| 現金及び預金 | 1,306,609 | 買掛金 | 228,819 |
| 売掛金 | 715,100 | 短期借入金 | 550,000 |
| 仕掛品 | 88,440 | １年内償還予定の社債 | 67,800 |
| 貯蔵品 | 17,296 | １年内返済予定の長期借入金 | 226,498 |
| 繰延税金資産 | 204,959 | 未払金 | 157,370 |
| その他 | 206,974 | リース債務 | 15,201 |
| 貸倒引当金 | △1,079 | 前受金 | 54,310 |
| **固定資産** | **1,264,151** | 未払法人税等 | 27,449 |
| **有形固定資産** | **31,063** | 未払消費税等 | 82,987 |
| 建物 | 8,995 | ポイント引当金 | 324,764 |
| リース資産 | 18,360 | 賞与引当金 | 36,686 |
| その他 | 3,707 | その他 | 71,364 |
| **無形固定資産** | **573,677** | **固定負債** | **421,386** |
| のれん | 332,762 | 社債 | 33,900 |
| ソフトウエア | 134,456 | 長期借入金 | 320,146 |
| その他 | 106,458 | リース債務 | 13,336 |
| **投資その他の資産** | **659,409** | 資産除去債務 | 3,450 |
| 投資有価証券 | 432,210 | 繰延税金負債 | 50,553 |
| 長期貸付金 | 26,300 | **負債合計** | **2,264,637** |
| 保険積立金 | 2,277 | **純資産の部** | |
| 敷金及び保証金 | 190,952 | **株主資本** | **1,353,492** |
| 繰延税金資産 | 5,581 | 資本金 | 878,500 |
| その他 | 2,086 | 資本剰余金 | 772,151 |
| **繰延資産** | **4,954** | 利益剰余金 | △297,017 |
| 社債発行費 | 842 | 自己株式 | △141 |
| 株式交付費 | 4,111 | **新株予約権** | **203** |
| | | **非支配株主持分** | **189,074** |
| | | **純資産合計** | **1,542,769** |
| **資産合計** | **3,807,407** | **負債及び純資産合計** | **3,807,407** |

# 連結損益計算書

（平成29年10月１日から
平成30年９月30日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 売上高 | | 4,321,055 |
| 売上原価 | | 2,847,595 |
| 売上総利益 | | 1,473,459 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,745,867 |
| 営業損失 | | △272,408 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 309 | |
| 為替差益 | 4,249 | |
| その他 | 9,107 | 13,666 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 12,060 | |
| 投資有価証券評価損 | 78 | |
| 社債発行費償却 | 1,328 | |
| 株式交付費償却 | 914 | |
| その他 | 397 | 14,778 |
| 経常損失 | | △273,520 |
| 特別利益 | | |
| 子会社清算益 | 3,877 | |
| 関係会社株式売却益 | 40,000 | 43,877 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 95,565 | |
| 固定資産除却損 | 2,341 | 97,906 |
| 税金等調整前当期純損失 | | △327,549 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 32,944 | |
| 法人税等調整額 | △73,889 | △40,945 |
| 当期純損失 | | △286,604 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 13,447 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | | △300,051 |

# 連結株主資本等変動計算書

（平成29年10月１日から
平成30年９月30日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 429,162 | 322,813 | 2,957 | △141 | 754,791 |
| 企業結合に関する暫定的な会計処理の確定による影響額 | ― | ― | 77 | ― | 77 |
| 遡及処理後当期首残高 | 429,162 | 322,813 | 3,034 | △141 | 754,868 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 449,338 | 449,338 | ― | ― | 898,676 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | ― | ― | △300,051 | ― | △300,051 |
| 連結範囲の変更 | ― | ― | ― | ― | ― |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | ― | ― | ― | ― | ― |
| 当期変動額合計 | 449,338 | 449,338 | △300,051 | ― | 598,624 |
| 当期末残高 | 878,500 | 772,151 | △297,017 | △141 | 1,353,492 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 2,595 | 2,595 | 340 | 151,162 | 908,889 |
| 企業結合に関する暫定的な会計処理の確定による影響額 | ― | ― | ― | 24,463 | 24,540 |
| 遡及処理後当期首残高 | 2,595 | 2,595 | 340 | 175,626 | 933,430 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | ― | ― | ― | ― | 898,676 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | ― | ― | ― | ― | △300,051 |
| 連結範囲の変更 | △2,595 | △2,595 | ― | ― | △2,595 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | ― | ― | △137 | 13,447 | 13,310 |
| 当期変動額合計 | △2,595 | △2,595 | △137 | 13,447 | 609,338 |
| 当期末残高 | ― | ― | 203 | 189,074 | 1,542,769 |

## 連 結 注 記 表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　6社

連結子会社の名称

株式会社マークアイ
株式会社リアルキャリア
株式会社REAL FINTECH
ノーザンライツ株式会社
株式会社リアルX
株式会社カチコ

上記のうち、株式会社リアルXは平成30年３月1日に、株式会社カチコは平成30年８月１日に会社設立を行ったことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社LifeTechは株式譲渡に伴い、連結の範囲から除いております。REALWORLD ASIA PTE. LTD.は、清算手続が結了したことにより、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

なお、決算日が異なる連結子会社については、連結決算日に仮決算を行った計算書類を基礎としております。

| 会社名 | 決算日 |
|---|---|
| 株式会社マークアイ | ３月31日 |

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のないもの　　… 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②たな卸資産
仕掛品　… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯蔵品　… 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③デリバティブ
時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
①有形固定資産（リース資産を除く）　… 定率法
ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　８～15年
その他　２～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）　… 定額法
自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（２～５年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法
株式交付費
新株の発行にかかわる費用を株式交付費（繰延資産）として計上し、定額法により３年で償却しております。

社債発行費
利息法を採用しております。なお、償却期間は５年です。

(4) 重要な引当金の計上基準
①貸倒引当金　… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②ポイント引当金　… 将来のポイントの交換による費用発生に備えるため、当連結会計年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

③賞与引当金　　… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(5) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外子会社の資産及び負債は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

個別案件毎に判断し、10年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。なお、金額的に重要性のない場合には、発生時に全額償却しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法　　… 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象　　… ヘッジ手段　…　金利スワップ
ヘッジ対象　…　長期借入金

③ヘッジ方針　　… 市場金利の変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ヘッジの有効性評価の方法　　… 金利スワップは特例処理の要件を満たしており、有効性の評価を省略しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理　　… 税抜方式によっております。

**会計上の見積りの変更に関する注記**

資産除去債務の見積りの変更

当社グループは賃借した本社の原状回復義務に係る資産除去債務について、敷金のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、10年で償却を行ってきましたが、当連結会計年度において、平成30年９月に本社を移転するにあたり、新たに賃貸借契約を締結することを決議しました。これに伴い、当該敷金の償却期間を使用見込期間までに見直し、将来にわたって変更しております。

この変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の販売費及び一般管理費が4,370千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失が同額増加しております。

**連結貸借対照表に関する注記**

有形固定資産の減価償却累計額　　158,580千円

**連結損益計算書に関する注記**

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

（1）減損損失を認識した資産グループの概要

| 場所 | 用途 | 種類 | 金額（千円） |
|---|---|---|---|
| 東京都港区 | 本社 | 建物附属設備 | 86,065 |
| 東京都港区 | 本社 | 工具、器具及び備品 | 52 |
| 東京都港区 | 本社 | リース資産 | 3,276 |
| 東京都港区 | 本社 | ソフトウエア | 10 |
| 東京都港区 | 事業用資産 | 長期前払費用 | 6,160 |
| 合計 | | | 95,565 |

（2）減損損失の認識に至った経緯

本社資産については、当連結会計年度の取締役会において、平成30年９月に本社を移転することを決議し、除却する見込みとなった時点で、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

除却予定資産の回収可能価額は、合理的に算出した使用価値により測定しております。なお、除却までの期間が短期間のため、割引計算は行っておりません。

事業用資産については、将来の使用が見込めなくなったため、当該投資その他の資産（長期前払費用）を遊休資産と認識し、減損損失を計上しました。

なお、今後の使用見込みがないことから、事業用資産については帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

（3）資産のグルーピングの方法

当社グループは、管理会計上の区分をグルーピングの単位としております。

**連結株主資本等変動計算書に関する注記**

1.　発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数（株） | 当連結会計年度増加株式数（株） | 当連結会計年度減少株式数（株） | 当連結会計年度末の株式数（株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 2,744,400 | 686,200 | － | 3,430,600 |

（注）普通株式の発行済株式総数の増加686,200株は、第三者割当増資による新株式の発行（685,600株）及びストック・オプションの権利行使による新株式の発行（600株）によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数（株） | 当連結会計年度増加株式数（株） | 当連結会計年度減少株式数（株） | 当連結会計年度末の株式数（株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 65 | － | － | 65 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　78,400株

**企業結合に関する注記**

（企業結合に係る暫定的な処理の確定）

平成29年７月25日に行われたノーザンライツ株式会社との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額の重要な見直しを行った結果、暫定的に算定されたのれんの金額180,138千円は、会計処理の確定により49,001千円減少し、131,137千円となっております。また、のれんの減少は、顧客関連資産が105,887千円、繰延税金負債が32,422千円、非支配株主持分が24,463千円それぞれ増加しております。

（事業分離）

１．事業分離の概要

（１）分離先企業の名称

株式会社オープンスマイル

（２）分離した事業の内容

株式会社LifeTech（事業内容：アドネットワークマネタイズ）

（３）事業分離を行った主な理由

当社グループは、インターネット広告メディア事業を営む株式会社オープンスマイルに株式会社LifeTechの全株式を譲渡し、経営を委ねることが当社の経営資源の「選択と集中」を推し進めていくうえで有用であり、当社グループの統合的な企業価値の向上に資すると判断したことにより株式譲渡を決議いたしました。

（４）事業分離日

平成30年８月31日

（５）法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

２．実施した会計処理の概要

（１）移転損益の金額

関係会社株式売却益　40,000千円

（２）移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産　122,771千円

固定資産　 23,548千円

資産合計　146,319千円

流動負債　 23,224千円

固定負債　　－千円

負債合計　 23,224千円

（３）会計処理

株式会社LifeTechの連結上の帳簿価額と売却額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

３．分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

クラウドメディア事業

**金融商品に関する注記**

1.　金融商品の状況に関する事項

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。一部外貨建ての営業債権を保有しておりますが、取引規模が非常に僅少であり、残高も少額なため為替の変動リスクを重要なものと認識しておりません。

敷金及び保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクにさらされておりますが、契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は１年以内の支払期日であります。リース債務は固定資産の取得のため、また借入金及び社債は主に運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクにさらされております。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、主に外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクを回避するための為替予約であり、信用リスク、市場リスクにさらされております。

2.　金融商品の時価等に関する事項

（単位：千円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)現金及び預金 | 1,306,609 | 1,306,609 | － |
| (2)売掛金 | 715,100 | 715,100 | － |
| (3)長期貸付金（※)1 | 35,910 | 36,089 | 178 |
| (4)敷金及び保証金 | 190,952 | 191,161 | 208 |
| 資産計 | 2,248,573 | 2,248,960 | 387 |
| (1)買掛金 | 228,819 | 228,819 | － |
| (2)短期借入金 | 550,000 | 550,000 | － |
| (3)社債　(※)1 | 101,700 | 101,522 | △177 |
| (4)長期借入金（※)1 | 546,644 | 543,193 | △3,450 |
| (5)未払金 | 157,370 | 157,370 | － |
| (6)未払法人税等 | 27,449 | 27,449 | － |
| (7)未払消費税等 | 82,987 | 82,987 | － |
| (8)リース債務（※)1 | 28,537 | 28,670 | 132 |
| 負債計 | 1,723,507 | 1,720,011 | △3,496 |
| デリバティブ取引（※)2 | 1,199 | 1,199 | － |

（注）1. 長期貸付金、社債、長期借入金、リース債務の連結貸借対照表計上額及び時価には、１年内返済（償還）予定の金額が含まれております。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、△で表示しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 買掛金 (2) 短期借入金 (5) 未払金 (6) 未払法人税等 (7) 未払消費税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債 (4)長期借入金 (8)リース債務

社債及び固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、リース債務については、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金等と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金等の時価に含めて記載しております（上記(4)参照）。

4. 投資有価証券（連結貸借対照表計上額432,210千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記算定対象に含めておりません。

**１株当たり情報に関する注記**

１株当たり純資産額　　394円 54銭

１株当たり当期純損失金額　　95円 47銭

（注）　１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | 300,051千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | －千円 |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 | 300,051千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 3,142,878株 |

**重要な後発事象に関する注記**

事業分離

当社は、平成30年11月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社マークアイについて、当社が保有する同社株式のすべてを譲渡することを決議するとともに、同日付で株式譲渡契約を締結しております。

1. 株式譲渡の理由

当社は、投資業を営むみのり３号投資事業有限責任組合に株式会社マークアイの全株式を譲渡し、経営を委ねることが当社の経営資源の「選択と集中」を推し進めていくうえで有用であり、当社グループの総合的な企業価値の向上に資すると判断したことにより株式譲渡を決議いたしました。

2. 株式譲渡先の名称

みのり３号投資事業有限責任組合

3. 株式譲渡日

平成31年３月29日（予定）

4. 売却する子会社の概要

・名称　　株式会社マークアイ

・事業の内容　　知的財産権に関する総合コンサルティング事業

・取引内容　　管理業務の受託

5. 譲渡する株式の数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

・譲渡株式数　　44,656株

・譲渡価額　　1,600百万円

・譲渡損益　　約600百万円

・譲渡後の持分比率　　－%

6. 譲渡する事業が含まれていた報告セグメントの名称

クラウドソーシング事業

7. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡する事業に係る損益の額

売上高　　1,507百万円

営業利益　　48百万円

# 貸　借　対　照　表

（平成30年９月30日現在）　　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **1,129,282** | **流動負債** | **1,002,166** |
| 現金及び預金 | 646,943 | 買掛金 | 118 |
| 売掛金 | 89,079 | 短期借入金 | 550,000 |
| 未収入金 | 201,569 | １年内償還予定の社債 | 67,800 |
| 貯蔵品 | 17,128 | １年内返済予定の長期借入金 | 206,520 |
| 未収消費税 | 28,224 | 未払金 | 65,831 |
| 繰延税金資産 | 135,896 | リース債務 | 11,384 |
| その他 | 26,676 | 前受金 | 17,467 |
| 貸倒引当金 | △16,236 | ポイント引当金 | 52,056 |
| **固定資産** | **1,727,798** | 未払法人税等 | 8,126 |
| **有形固定資産** | **13,475** | その他 | 22,862 |
| 建物 | 1,510 | **固定負債** | **321,547** |
| 工具、器具及び備品 | 439 | 社債 | 33,900 |
| リース資産 | 11,525 | 長期借入金 | 282,540 |
| **無形固定資産** | **9,934** | リース債務 | 5,107 |
| ソフトウエア | 9,934 | **負債合計** | **1,323,714** |
| **投資その他の資産** | **1,704,388** | 純資産の部 | |
| 投資有価証券 | 432,210 | **株主資本** | **1,538,117** |
| 関係会社株式 | 1,077,880 | **資本金** | **878,500** |
| 敷金及び保証金 | 193,730 | **資本剰余金** | **870,558** |
| その他 | 566 | 資本準備金 | 870,558 |
| **繰延資産** | **4,954** | **利益剰余金** | **△210,799** |
| 社債発行費 | 842 | その他利益剰余金 | △210,799 |
| 株式交付費 | 4,111 | 繰越利益剰余金 | △210,799 |
| | | **自己株式** | **△141** |
| | | **新株予約権** | **203** |
| | | **純資産合計** | **1,538,320** |
| **資産合計** | **2,862,035** | **負債及び純資産合計** | **2,862,035** |

# 損　益　計　算　書

（平成29年10月１日から
平成30年９月30日まで）

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 | |
|---|---|---|
| 売上高 | | 1,068,447 |
| 売上原価 | | 672,120 |
| 売上総利益 | | 396,326 |
| 販売費及び一般管理費 | | 509,090 |
| 営業損失 | | △112,763 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 266 | |
| その他 | 1,347 | 1,613 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 9,409 | |
| 為替差損 | 1,138 | |
| 投資有価証券評価損 | 78 | |
| 社債発行費償却 | 1,328 | |
| 株式交付費償却 | 914 | |
| その他 | 1,692 | 14,561 |
| 経常損失 | | △125,711 |
| 特別利益 | | |
| 子会社株式売却益 | 153,095 | 153,095 |
| 特別損失 | | |
| 関係会社株式評価損 | 99,999 | |
| 子会社清算損 | 0 | |
| 減損損失 | 82,282 | 182,282 |
| 税引前当期純損失 | | △154,898 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 814 | |
| 法人税等調整額 | △97,850 | △97,035 |
| 当期純損失 | | △57,862 |

# 株主資本等変動計算書

（平成29年10月１日から
平成30年９月30日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当期首残高 | 429,162 | 421,220 | 421,220 | △152,936 | △152,936 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 449,338 | 449,338 | 449,338 | ― | ― |
| 当期純損失 | ― | ― | ― | △57,862 | △57,862 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | ― | ― | ― | ― | ― |
| 当期変動額合計 | 449,338 | 449,338 | 449,338 | △57,862 | △57,862 |
| 当期末残高 | 878,500 | 870,558 | 870,558 | △210,799 | △210,799 |

| | 株主資本 | 株主資本合計 | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 自己株式 | | | |
| 当期首残高 | △141 | 697,304 | 340 | 697,645 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | ― | 898,676 | ― | 898,676 |
| 当期純損失 | ― | △57,862 | ― | △57,862 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | ― | ― | △137 | △137 |
| 当期変動額合計 | ― | 840,813 | △137 | 840,675 |
| 当期末残高 | △141 | 1,538,117 | 203 | 1,538,320 |

## 個 別 注 記 表

**重要な会計方針に係る事項に関する注記**

1. 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの … 移動平均法による原価法
なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②たな卸資産

仕掛品 … 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品 … 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③デリバティブ

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く） … 定率法
ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ８～15年 |
| 工具、器具及び備品 | ２～20年 |

②無形固定資産（リース資産を除く） … 定額法

自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（２～５年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

新株の発行にかかわる費用を株式交付費（繰延資産）として計上し、定額法により３年で償却しております。

社債発行費

利息法を採用しております。なお、償却期間は５年です。

4. 引当金の計上基準

①貸倒引当金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②ポイント引当金 … 将来のポイントの交換による費用発生に備えるため、当事業年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法 … 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象 … ヘッジ手段 … 金利スワップ
ヘッジ対象 … 長期借入金

③ヘッジ方針 … 市場金利の変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ヘッジの有効性評価の方法 … 金利スワップは特例処理の要件を満たしており、有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理 … 税抜方式によっております。

**表示方法の変更に関する注記**

未収入金の表示方法は、従来、貸借対照表上、流動資産「その他」（前事業年度42,187千円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、未収入金（当事業年度201,569千円）として表示しております。

**会計上の見積りの変更に関する注記**

資産除去債務の見積りの変更

当社グループは賃借した本社の原状回復義務に係る資産除去債務について、敷金のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、10年で償却を行ってきましたが、当事業年度において、平成30年９月に本社を移転するにあたり、新たに賃貸借契約を締結することを決議しました。これに伴い、当該敷金の償却期間を使用見込期間までに見直し、将来にわたって変更しております。

この変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の販売費及び一般管理費が4,370千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が同額増加しております。

**貸借対照表に関する注記**

1. 有形固定資産の減価償却累計額　113,952 千円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

| | |
|---|---|
| 短期金銭債権 | 275,429 千円 |
| 短期金銭債務 | 19,623 千円 |

**損益計算書に関する注記**

関係会社との取引

| | |
|---|---|
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 295,376 千円 |
| 売上原価 | 23,949 千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | |
| 受取利息 | 260 千円 |

**株主資本等変動計算書に関する注記**

自己株式に関する事項

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　65株

**税効果会計に関する注記**

繰延税金資産の主な発生原因は、ポイント引当金の計上及び税務上の繰越欠損金によるものであります。

**関連当事者との取引に関する注記**

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 株式会社リアルX | 所有 直接　100% | 役員の兼任 | 管理業務の受託 | 116,518 | 売掛金 | 47,576 |
| | | | | 資金の貸付 | 100,000 | － | － |
| | | | | 資金の回収 | 100,000 | － | － |

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

取引条件については、市場価格等を勘案した一般的取引条件にて、当社と関連を有しない他の当事者との取引と同様に決定しております。

**１株当たり情報に関する注記**

１株当たり純資産額　　448円 36銭

１株当たり当期純損失金額　　18円 41銭

（注）　１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 当期純損失 | 57,862千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | －千円 |
| 普通株式に係る当期純損失 | 57,862千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 3,142,878株 |

**重要な後発事象に関する注記**

子会社株式の売却

当社は、平成30年11月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社マークアイについて、当社が保有する同社株式のすべてを譲渡することを決議するとともに、同日付で株式譲渡契約を締結しております。

1. 株式譲渡の理由

当社は、投資業を営むみのり３号投資事業有限責任組合に株式会社マークアイの全株式を譲渡し、経営を委ねることが当社の経営資源の「選択と集中」を推し進めていくうえで有用であり、当社グループの総合的な企業価値の向上に資すると判断したことにより株式譲渡を決議いたしました。

2. 株式譲渡先の名称

みのり３号投資事業有限責任組合

3. 株式譲渡日

平成31年３月29日（予定）

4. 売却する子会社の概要

・名称　　株式会社マークアイ

・事業の内容　　知的財産権に関する総合コンサルティング事業

・取引内容　　管理業務の受託

5. 譲渡する株式の数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

・譲渡株式数　　44,656株

・譲渡価額　　1,600百万円

・譲渡損益　　886百万円

・譲渡後の持分比率　　－%

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

平成30年11月22日

株式会社リアルワールド
　取締役会　御中

ＰｗＣ京都監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　若山　聡満　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　齋藤　勝彦　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社リアルワールドの平成29年10月１日から平成30年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リアルワールド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年11月14日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社マークアイの保有株式の全てを譲渡することを決議しており、同日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

平成30年11月22日

株式会社リアルワールド
　取締役会　御中

ＰｗＣ京都監査法人

| | | |
|---|---|---|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 若山　聡満　㊞ |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 齋藤　勝彦　㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社リアルワールドの平成29年10月１日から平成30年９月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年11月14日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社マークアイの保有株式の全てを譲渡することを決議しており、同日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書（謄本）

監査報告書

当監査等委員会は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と提携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣ京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣ京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年11月26日

株式会社リアルワールド　監査等委員会

取締役（監査等委員）　大塚　和成 ㊞

取締役（監査等委員）　半谷　智之 ㊞

取締役（監査等委員）　能勢　元 ㊞

取締役（監査等委員）　杉山　直也 ㊞

（注）取締役（監査等委員）大塚和成、半谷智之、能勢元及び杉山直也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

# 株主総会参考書類

**議案および参考事項**

**第１号議案**　定款一部変更の件

1. 提案の理由

（１）平成30年3月1日を効力発生とする会社分割（簡易分割）によりグループ経営体制に移行にしていること、当社および当社子会社の今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）に目的事項を追加するものであります。

（２）経営効率の向上と固定費の圧縮を図るため、現行定款第３条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都港区から東京都渋谷区に変更するものであります。また、本変更につきましては、平成31年６月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨を附則で規定するものであります。当該附則については、当該移転日経過後、これを削除するものであります。

（３）上記の各変更に伴い号数を修正するなど所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| 第１章　総　　則 | 第１章　総　　則 |
| 第１条（条文省略） | 第１条（現行どおり） |
| （目　的）<br>第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 | （目　的）<br>第２条　当会社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理ならびにそれに付随する業務を行うことを目的とする。 |
| （１）～（１６）（条文省略） | （１）～（１６）（現行どおり） |
| （新設） | （１７）電子マネーその他の電子的価値情報および前払式支払手段の発行、販売および管理、ならびに資金移動業 |
| （新設） | （１８）電子商取引および電子決済システムの企画、設計、開発、販売、賃貸、および運用 |
| （新設） | （１９）仮想通貨交換業 |
| （新設） | （２０）仮想通貨関連業務 |
| （新設） | （２１）インターネット等の通信媒体を利用した音楽、動画、映像等の配信に関する企画、開発、制作、販売、運営および管理ならびにそれらの受託 |
| （新設） | （２２）各種映像、映像機器等に関する商品の企画、製作、運営、管理、販売、レンタルおよびリース |
| （１７）～（２０）（条文省略） | （２３）～（２６）（現行どおり） |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （本店の所在地）<br>第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。<br>第４条～第43条（条文省略）<br><br>附則<br>（監査役の責任免除に関する経過措置）<br>（条文省略）<br>（新設） | （本店の所在地）<br>第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。<br>第４条～第43条（現行どおり）<br><br>附則<br>（監査役の責任免除に関する経過措置）<br>（現行どおり）<br>（本店の所在地）<br>第３条（本店の所在地）の変更は、平成31年６月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生日後これを削除する。 |

**第２号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（３名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 菊池（きくち）　誠晃（まさあき）<br>（昭和53年３月25日生） | 平成13年10月　株式会社サイバーエージェント入社<br>平成16年３月　同社マネージャー就任<br>平成17年３月　株式会社シーエー・キャピタル（現 株式会社サイバーエージェント・ベンチャーズ）出向<br>平成17年７月　当社設立<br>代表取締役社長就任（現任） | 1,356,500株 |
| 2 | 石塚（いしづか）　明（あきら）<br>（昭和45年８月８日生） | 平成17年８月　メディカル・ケア・サービス株式会社取締役就任<br>平成22年３月　同社常務取締役就任<br>平成28年３月　三光ソフラン株式会社常務取締役就任<br>平成28年８月　当社入社<br>平成28年９月　当社経営管理部長就任<br>平成28年10月　当社執行役員就任<br>平成29年４月　当社最高財務責任者就任（現任）<br>平成29年10月　当社グループ本部長就任（現任）<br>平成29年12月　当社取締役就任（現任） | ― |
| 3 | 中村（なかむら）　大介（だいすけ）<br>（昭和51年７月19日生） | 平成20年10月　当社入社<br>平成23年12月　当社取締役就任<br>平成25年９月　株式会社READO（現 株式会社LifeTech）代表取締役就任<br>平成28年６月　株式会社タザワ常務取締役就任<br>平成28年９月　株式会社BMプロスタイル取締役社長就任（現任）<br>平成30年２月　株式会社いずみホールディングス社外取締役就任（現任）<br>平成30年10月　当社執行役員企画戦略部長就任（現任） | 100株 |

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

**第３号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役半谷智之氏、能勢元氏および大塚和成氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 半谷（はんがい）　智之（ともゆき）<br>（昭和34年２月13日生） | 昭和60年12月　富国生命保険相互会社入社<br>平成３年３月　日本インベストメント・ファイナンス株式会社(現 大和企業投資株式会社)入社<br>平成21年４月　DSキャピタル事務サービス株式会社代表取締役就任<br>平成23年１月　株式会社エクストリーム社外監査役就任<br>平成23年５月　当社 社外監査役就任<br>平成27年４月　株式会社GameWith社外監査役就任（現任）<br>平成28年12月　当社 社外取締役（監査等委員）就任（現任） | ― |
| 2 | 能勢（のせ）　元（げん）<br>（昭和46年12月18日生） | 平成19年４月　東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社　代表取締役就任（現任）<br>平成21年４月　リーマン・ブラザーズ証券株式会社社外監査役就任（現任）<br>平成22年９月　税理士法人東京フィナンシャル会計事務所統括代表社員就任（現任）<br>平成23年９月　中央大学商学部客員講師（現任）<br>平成24年６月　日本瓦斯株式会社社外監査役就任<br>平成24年９月　東陽監査法人代表社員<br>平成28年12月　当社 社外取締役（監査等委員）就任（現任）<br>平成30年５月　IS証券株式会社社外監査役就任（現任） | ― |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 大塚（おおつか） 和成（かずまさ）<br>（昭和46年１月18日生） | 平成11年４月　弁護士登録<br>平成17年６月　公益社団法人能楽協会 監事就任<br>平成18年４月　明治大学法科大学院非常勤講師（会社法）<br>平成23年７月　二重橋法律事務所開設<br>代表パートナー就任<br>平成25年６月　株式会社ＣＤＧ<br>社外監査役就任<br>平成27年６月　株式会社ユニバーサルエンターテインメント社外取締役就任<br>平成27年６月　日本ハム株式会社<br>企業価値向上委員会委員就任<br>平成28年６月　ＵＴグループ株式会社<br>社外取締役就任<br>平成28年12月　当社 社外取締役（監査等委員）就任（現任）<br>平成30年2月　OMM法律事務所開設(現任) | ― |

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．半谷智之氏、能勢元氏および大塚和成氏は、社外取締役候補者であります。
（１）半谷智之氏を社外取締役の候補者とした理由は、同氏の投資業務を中心としたこれまでの経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただけると判断したためであります。
（２）能勢元氏を社外取締役の候補者とした理由は、同氏の会計士としてのこれまでの経験と専門知識ならびに経営に関する幅広い見識を当社の経営に活かしていただけると判断したためであります。
（３）大塚和成氏を社外取締役の候補者とした理由は、同氏の弁護士としてのこれまでの経験と専門知識ならびに経営に関する幅広い見識を当社の経営に活かしていただけると判断したためであります。
３．半谷智之氏、能勢元氏および大塚和成氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって２年となります。
４．当社は、半谷智之氏、能勢元氏および大塚和成氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。半谷智之氏、能勢元氏および大塚和成氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

**第４号議案**　子会社株式譲渡契約承認の件

当社は、平成30年11月14日開催の取締役会において、当社の子会社である株式会社マークアイ（以下、「マークアイ」といいます。）について、当社が保有するマークアイの全株式をみのり３号投資事業有限責任組合（以下、「みのり」といいます。）に譲渡すること（以下、「本件株式譲渡」といいます。）を決議し、「２．子会社株式譲渡契約の内容の概要」に記載の株式譲渡契約（以下、「本件株式譲渡契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第１項第２号の２に基づき、本件株式譲渡契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本件株式譲渡の効力発生日は、平成31年３月29日を予定しております。

１．子会社株式の譲渡を行う理由

当社は、当社が保有するマークアイの全株式をみのりに譲渡し、経営を委ねることが当社の経営資源の「選択と集中」を推し進めていくうえで有用であり、当社グループの総合的な企業価値の向上に資すると判断したことにより本件株式譲渡を決議いたしました。

これにより当社グループは、平成30年8月1日に子会社・株式会社カチコを設立して、次世代通信規格「５Ｇ」の導入によりニーズが高まることが期待される動画事業に注力するために、経営資源を集中する予定であります。

２．子会社株式譲渡契約の内容の概要

本件株式譲渡契約の内容の概要は以下のとおりであります。なお、概要の作成にあたっては、一般的な条項の記載および別紙を省略したほか、全体の趣旨を損なわない範囲で細部を調整しております。

当社は、本件株式譲渡契約に定められる各前提条件が充足されること等を条件（※１）として、平成31年３月29日をもって、当社が保有するマークアイの全株式をみのりに譲渡いたします。本件株式譲渡については、会社法第467条第１項第２号の２に従い、当社の株主総会の承認が必要となるため、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることが本件株式譲渡の前提条件とされております。

（※１）本件株式譲渡契約においては、大要、当社の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、当社が本件株式譲渡契約に基づき履行又は遵守すべき義務を重要な点において履行又は遵守していること、本件株式譲渡契約について当社の株主総会及びマークアイの取締役会において適法に承認決議がなされていること等が、みのりの本件株式譲渡の対価の支払義務履行の前提条件とされ、みのりの表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、みのりが本件株式譲渡契約に基づき履行又は遵守すべき義務を重要な点において履行又は遵守していること、本件株式譲渡契約について当社の株主総会において適法に承認決議がなされていること等が、当社の本件株式譲渡の義務の履行の前提条件とされています。

株式譲渡契約書（概要）

株式会社リアルワールド（以下「売主」という。）及びみのり3号投資事業有限責任組合（以下「買主」という。）は、売主が保有する株式会社マークアイ（本店：東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー33階；以下「対象会社」という。）の発行済株式の買主への譲渡に関し、平成30年11月14日（以下「本締結日」という。）、以下のとおり株式譲渡契約を締結する（以下「本契約」という。）。

第１章　　定義

第1.1条（定義）

本契約において使用される用語は、別途本契約において規定される場合を除き、以下の各号に定める意義を有するものとする。

＜中略＞

第２章　　本件株式の譲渡

第2.1条（本件株式の譲渡）

1. 売主は、本契約の規定に従い、クロージング日において、売主が保有する対象会社の発行済株式総数のうち44,656株（以下「本件株式」という。）を買主に対して譲り渡し、買主は、本契約の規定に従い、これを譲り受けるものとする（以下「本件株式譲渡」という。）。

2. 本件株式譲渡の譲渡価額は、本件株式一株につき金35,830円として、その合計額は金1,600,024,480円（以下「本件譲渡価額」という。）とする。

第３章　　クロージング

第3.1条（クロージングの日時・場所）

本件株式の譲渡の実行（以下「クロージング」という。）は、クロージング日に、売主及び買主が別途合意する時間及び場所において、売主及び買主が第3.2条に定める行為を行うことにより行われるものとする。

第3.2条（クロージング）

1. 売主は、本契約の規定に従い、クロージング日に、買主から次項に従って本件譲渡価額の全額の支払を受けることと引き換えに、買主に対し、本件株式を譲渡し、以下の書類を交付する。

(1)本件株式譲渡を承認したことを示す売主の株主総会議事録（売主の原本認証文言付き写し）

(2)本件株式譲渡を承認したことを示す対象会社の取締役会議事録（対象会社の原本認証文言付き写し）
(3)売主の記名押印をした本件株式譲渡に関する対象会社の株主名簿名義書換請求書（原本）
(4)本件株式譲渡の実行のために必要な買主の前提条件が全て充足されていることを証明する、別紙3.2.1の様式による売主名義のクロージング日付け証明書（原本）

2. 買主は、クロージング日に、売主から前項に定める全ての書類を受けることと引き換えに、売主に対し本件譲渡価額の全額を支払うとともに以下の書類を交付するものとする。かかる支払は売主が別途指定する日本国内の銀行口座に振込送金する方法により行う（なお、振込手数料は買主の負担とする。）。

(1)本件株式譲渡の実行のために必要な売主の前提条件が全て充足されていることを証明する、別紙3.2.2の様式による買主名義のクロージング日付証明書（原本）

3. 本件株式及びこれを構成する全ての権利は、本条第2項に基づく本件譲渡価額の全額の支払いが完了したときに、売主から買主に移転する。

＜中略＞

本契約の締結を証するため、各当事者は、本契約書を2通作成し、各自記名及び押印の上、各1通を保有する。

平成30年11月14日

売主：東京都港区六本木一丁目6番1号　泉ガーデンタワー33階
株式会社リアルワールド
代表取締役社長　菊池　誠晃

買主：東京都中央区八重洲二丁目4番1号
みのり3号投資事業有限責任組合
無限責任組合員
ベーシック・キャピタル・マネジメント株式会社
代表取締役　金田　欧奈

３．子会社株式譲渡契約に基づき当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要

当社は、本件株式譲渡契約に従い、当社が保有するマークアイの全株式をみのりに対して金1,600,024,480円（以下「本件譲渡価額」といいます。）で譲渡いたします。

当社においては、マークアイの事業、財務の状況及び今後の見通しならびに独立した当事者であるみのりとの間で協議・交渉を重ねた上で本件譲渡価額の合意に至っていること等を総合的に勘案し、当社が受け取る対価は相当であると判断しております。

４．子会社株式譲渡先の概要

| | | |
|---|---|---|
| （１）名称 | みのり３号投資事業有限責任組合 | |
| （２）所在地 | 東京都中央区八重洲二丁目４番1号 | |
| （３）設置根拠等 | 投資事業有限責任組合契約に関する法律 | |
| （４）組成目的 | 国内優良企業の事業継承、IPO支援、グループ企業からの独立等、資本政策全般の支援を目的とする。 | |
| （５）組成日 | 平成30年９月20日 | |
| （６）出資の総額 | 8,450百万円 | |
| （７）出資者の概要 | 国内金融機関等 | |
| （８）業務執行組合員の概要 | 名称 | ベーシック・キャピタル・マネジメント株式会社 |
| | 所在地 | 東京都中央区八重洲二丁目4番1号 |
| | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役パートナー　金田欧奈 |
| | 事業の内容 | 中堅中小企業に特化するバイアウトファンドの運営・投資助言業 |
| | 資本金 | 57百万円 |
| （９）当社と当該ファンドとの間の関係 | 資本関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人的関係 | 該当事項はありません。 |
| | 取引関係 | 該当事項はありません。 |

以　上

# 株主総会会場ご案内図

**会　場**　東京都渋谷区渋谷４丁目４番25号
アイビーホール地下２階（サフラン）

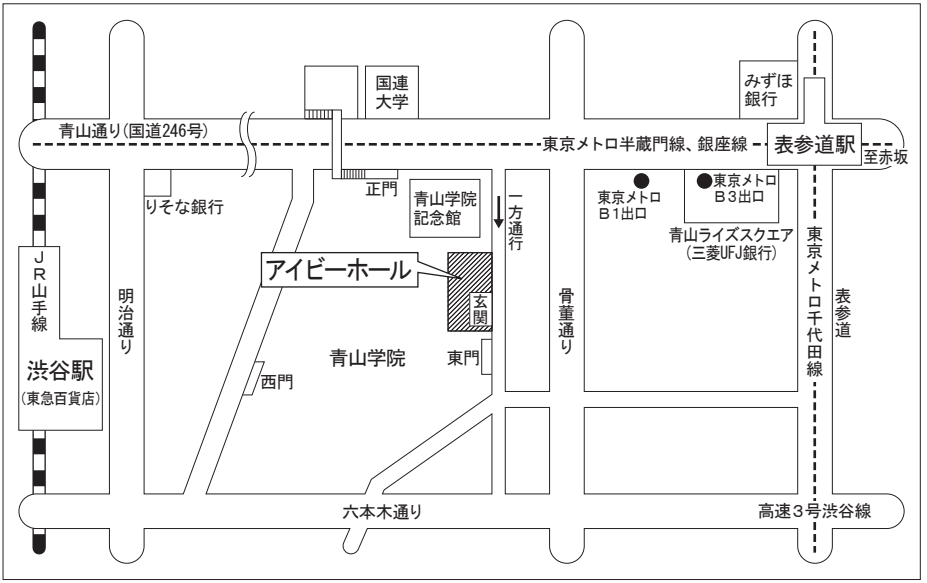


**交通機関**

●東京メトロ銀座線・千代田線・半蔵門線
表参道駅（Ｂ１・Ｂ３出口）より徒歩５分